

医療法人 西部診療所

指定訪問リハビリテーション

（指定介護予防訪問リハビリテーション）

運営規定

【事業の目的】

第 1 条

医療法人西部診療所が設置する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)事業(以下「事業」という。)は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

【運営方針】

第 2 条

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 西部診療所
- 2 所在地 埼玉県川越市大字天沼新田 307 番地 1

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第 4 条

事業所における従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 医師 1 人以上
- 2 理学療法士 1 人以上
- 3 作業療法士 1 人以上

【営業日及び営業時間】

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)を除く。
- 2 営業時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

【事業の内容】

第 6 条

事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し指導又は説明を行い、適切なリハビリテーションを提供する。
- 2 理学療法士又は作業療法士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

【利用料等】

第 7 条

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

【通常の事業の実施地域】

第 8 条

通常の訪問区域の範囲については、事業所から概ね半径 2km の川越市、鶴ヶ島市、坂戸市の区域とする。

【緊急時の対応等】

第 9 条

- 1 事業所は、事業の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当を行い、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

【苦情処理】

第 10 条

- 1 事業所は、事業の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

【個人情報の保護】

第 11 条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 12 条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【身体拘束等適正化推進のための措置】

第 13 条

- 1 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【ハラスメント防止のための措置】

第 14 条

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【業務継続計画の策定】

第 15 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【感染症の予防及びまん延防止のための措置】

第 16 条

事業者は、事業所において感染症が発生し、まん延しないように以下の措置を講じなければならない。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

【その他運営に関する重要事項】

第 17 条

- 1 事業所は、従事者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2)継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又その家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人西部診療所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、2024 年 6 月 1 日から施行する。